

住民税の特別徴収についてのご案内 ～従業員に給与をお支払いされている事業主の方へ～

兵庫県と県内すべての市町は連携して、個人住民税の特別徴収を推進しています。

兵庫県 特別徴収

「従業員の所得税は給与から源泉徴収しているけれど 住民税は天引き（特別徴収）をしていない」 ということはありませんか？

◇ 住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から住民税（市民税・県民税）を徴収（天引き）し、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、納入していただく制度です。

この制度は、地方税法及び各地方自治体の条例の規定により、原則として、**所得税の源泉徴収を行う全ての事業主の方へ義務付けられています。**

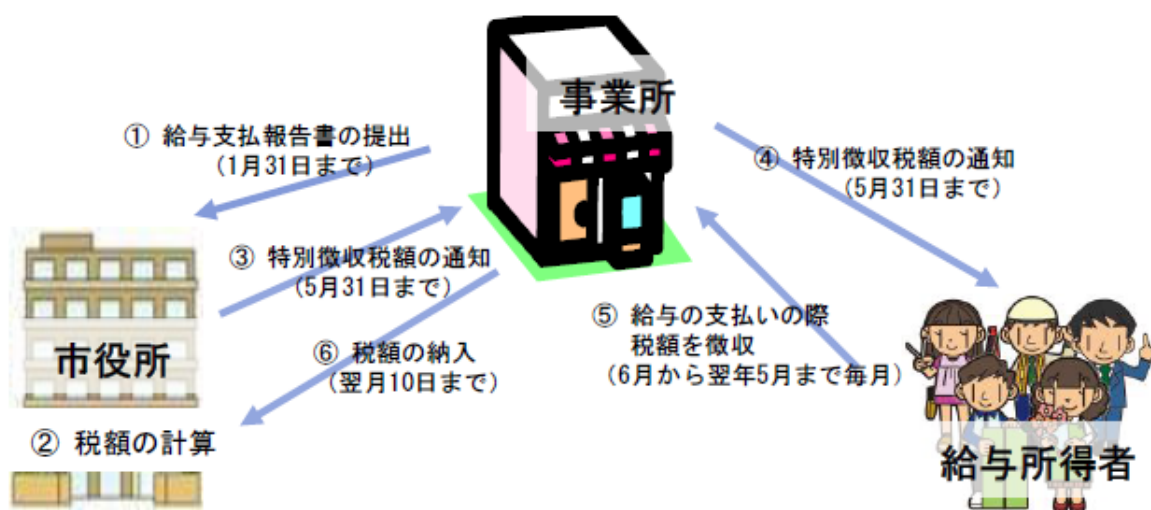
ご理解とご協力をお願いします。



個人住民税の徴収方法

特別徴収……事業所が給与から住民税を天引きし明石市へ納入する方法です。
普通徴収……市が発行する納付書により、個人で住民税を納付する方法です。

特別徴収の方法による納税のしくみ



明石市役所 市民税課
TEL (078) 918-5013 (直通)